



垂井町一般介護予防事業 シニアはつらつ教室



みんなで楽しく貯筋トレーニング

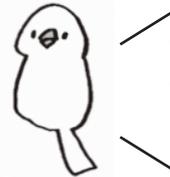


とき	ところ
3月13日(金)	栗原地区まちづくりセンター
3月23日(月)	府中地区まちづくりセンター
3月26日(木)	東地区まちづくりセンター
3月27日(金)	表佐地区まちづくりセンター
3月19日(木)	岩手地区まちづくりセンター

- ▶対象 / 町内在住の65歳以上
- ▶定員 / 1コマ15人
- ▶参加費 / 無料

申・問 NPO法人Let'sたるい(事業委託業者) ☎22-0139

垂井町認知症カフェ メモリーカフェいぶきさ



物忘れが気になる人や認知症の人、その家族、地域のみなさんと交流しませんか。お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしましょう。

- ▶とき / 3月25日(水) 午前9時30分～11時30分
- ▶ところ / いぶき苑別館 花ホール
- ▶定員 / 25人(先着順)
- ▶参加費 / 200円(運営協力費)

問 特別養護老人ホーム いぶき苑 ☎22-5211

認知症カフェ なごみ

認知症の人、その家族、そして地域の人たちがいつでも相談でき、自分たちの思いを伝えられる時間を過ごしませんか。どなたでも参加できます。

- ▶とき / 3月10日(火) 午前10時～11時
- ▶内容 / 音楽を通じた交流活動
- ▶ところ / 優・悠・邑 和 研修室
- ▶定員 / 25人
- ▶参加費 / 100円

問 盲養護老人ホーム 優・悠・邑 和 ☎22-3780

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどが理由で判断能力が不十分な人に対して権利や財産を守るための支援を行う制度で、成年後見制度は次の2種類があります。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な状態になられた人が財産管理や身上監護を第三者にかわりに行ってもらおう制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

後見	判断能力が常に欠けている状態の人
保佐	判断能力が著しく不十分な人
補助	判断能力が不十分な人

任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ契約で決めておく制度



地域包括支援センターでは、成年後見制度や権利擁護に関する相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

こんなことを支援します

財産管理



- (例) ・通帳や保険証などの保管
- ・収支の管理
- ・金融機関との取引 など

身上保護



- (例) ・介護施設の入所手続きや支払い
- ・医療・福祉サービスの手続き
- ・医療機関への受診に関する手続き など

こんなことはありませんか？

- ・物忘れがひどく、財産管理が不安になった
- ・親の財産を整理して、施設入所費用にあてたい
- ・今は元気だが、将来認知症になったらと不安がある
- ・認知症の親を悪徳商法などから守りたい